

(別冊)

資料 1

# 上越市地域防災計画

地震災害対策編

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由																								
<p><b>第 1 部 総則</b></p>	<p><b>第 1 部 総則</b></p>																									
<p><b>第 1 節 計画作成の趣旨</b></p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 共通用語等 本計画における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難場所_____</p> <p>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。</p> <p>(6) 避難所_____</p> <p>被災者が一定期間滞在する場をいう。</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 罹災証明書 (略)</p> <p>(8) 被災者台帳 (略)</p>	<p><b>第 1 節 計画作成の趣旨</b></p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 共通用語等 本計画における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定緊急避難場所</p> <p>指定される災害に対して安全であり、緊急の場合まず一時的に身の安全を確保するための場所又は施設をいう。(法第 49 条の 4 関係)</p> <p>(6) 指定避難所</p> <p>被災者が災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設をいう。(法第 49 条の 7 関係)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所をいう。</p> <p>(8) 罹災証明書 (略)</p> <p>(9) 被災者台帳 (略)</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>																								
<p><b>第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="154 1478 1353 1570"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="154 1617 1353 1709"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="154 1755 1353 1848"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<p><b>第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1403 1478 2602 1570"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="1403 1617 2602 1709"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="1403 1755 2602 1848"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									

上越市地域防災計画 地震災害対策編

修正前		修正後		修正理由
<b>【指定地方行政機関】</b>		<b>【指定地方行政機関】</b>		組織改編  表現の適正化
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 長岡地域センター	(略)	北陸農政局 <u>(新潟県拠点)</u>	(略)	
上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄地すべり <u>      </u> 事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄地すべり <u>防止</u> 事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<b>【陸上自衛隊】</b>		<b>【陸上自衛隊】</b>		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<b>【指定公共機関】</b>		<b>【指定公共機関】</b>		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣の幹旋並びに連絡調整に関すること 6 <u>こころのケアに関すること</u>	日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣の幹旋並びに連絡調整に関すること <u>(削除)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<b>【指定地方公共機関】</b>		<b>【指定地方公共機関】</b>		県計画を踏まえた修正
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
一般社団法人 新潟県エルピガス協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガス安定的供給に関すること	一般社団法人 新潟県LPガス <u>      </u> 協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガス安定的供給に関する <u>こと</u>	
北越急行株式会社 <u>(追加)</u>	1 災害時における鉄道よる緊急輸送の保に関すること	北越急行株式会社 <u>えちごトキめき鉄道株式</u> <u>会社</u>	1 災害時における鉄道よる緊急輸送の保に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>      </u> 社団法人新潟県医師 会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時の <u>こころのケア</u> に関すること	一般社団法人新潟県医師 会	1 災害時における医療救護に関すること <u>(削除)</u>	
<b>【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】</b>		<b>【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】</b>		県計画を踏まえた修正

修正前		修正後		修正理由												
機 関 名 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	機 関 名 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱 (略)													
第3節～第5節 (略)		第3節～第5節 (略)														
<p><b>第6節 緊急地震速報と地震情報</b></p> <p>1 緊急地震速報 (1)～(4) (略) (5) 緊急地震速報を取り入れた訓練 新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</p> <p>2 地震情報の種類とその内容 (追加)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>		情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	<p><b>第6節 緊急地震速報と地震情報</b></p> <p>1 緊急地震速報 (1)～(4) (略) (削除)</p> <p>2 地震情報の種類とその内容 新潟地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>		情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
情報の種類	発表基準	内容														
(略)	(略)	(略)														
情報の種類	発表基準	内容														
(略)	(略)	(略)														
<b>第2部 地震災害対策</b>		<b>第2部 地震災害対策</b>														
<b>第1章 災害予防計画</b>		<b>第1章 災害予防計画</b>														
<p><b>第1節 防災教育・訓練</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 (1)～(3) (略) (4) 複合災害を想定した訓練 市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p>		<p><b>第1節 防災教育・訓練</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 (1)～(3) (略) (4) 複合災害を想定した訓練 市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p>		<p>県計画を踏まえた修正</p>												

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>企業・事業所、学校等は初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、大規模地震時には避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備や帰宅困難者に対する支援体制整備に努める。</p> <p>また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことに配慮し、平常時から要配慮者に対する避難誘導訓練を行うとともに、病院・福祉施設等相互_____の支援体制を確立するよう努める。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>企業・事業所、学校等は初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、大規模地震時には避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備や帰宅困難者に対する支援体制整備に努める。</p> <p>また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことに配慮し、平常時から要配慮者に対する避難誘導訓練を行うとともに、病院・福祉施設等相互に<b>避難行動要支援者</b>の支援体制を確立するよう努める。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第2節 (略)</p>	<p>第2節 (略)</p>	
<p><b>第3節 防災まちづくり</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <b>それぞれの役割</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 都市における緑化の推進と緑地の保全</p> <p>公園・緑地は災害時において、火災の延焼<b>防止帯</b>、<b>避難所</b>_____及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。</p> <p>④ 災害に強いまちづくりのための根幹的な公共施設の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ _____市とともに、<b>震災火災を防止する幹線道路</b>、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、<b>震災</b>_____火災による被害を最小限に防止することを推進する。</p> <p>ウ _____市とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。</p> <p>また、市街地における電柱倒壊による交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝を整備する。</p>	<p><b>第3節 防災まちづくり</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <b>それぞれの役割</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 都市における緑化の推進と緑地の保全</p> <p>公園・緑地は災害時において、火災の延焼<b>遮断帯</b>、<b>指定緊急避難場所</b>及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。</p> <p>④ 災害に強いまちづくりのための根幹的な公共施設の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は市とともに、_____幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、<b>地震に伴う</b>火災による被害を最小限に防止することを推進する。</p> <p>ウ 県は市とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。</p> <p>また、市街地における電柱倒壊による交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝を整備する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>⑤ (略) (4) (略)</p>	<p>⑤ (略) (4) (略)</p>	
<p>第4節 (略)</p>	<p>第4節 (略)</p>	
<p><b>第5節 避難体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知 ア (略) イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。</p> <hr/> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 避難誘導體制の整備 ア～ウ (略) <u>(追加)</u></p> <p>⑤ 避難所等の指定及び整備 ア 指定と周知 (ア) 市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、避難所等に指定する。 (イ) (略) <u>(追加)</u></p>	<p><b>第5節 避難体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知 ア (略) イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。<u>なお、防災マップ等の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 避難誘導體制の整備 ア～ウ (略) エ <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>⑤ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備 ア 指定と周知 (ア) 市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。 (イ) (略) (ウ) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。</u></p>	<p></p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(イ) 避難所_____の_____運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。</p> <p>(ロ) 避難所_____の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。</p> <p>(ハ) 避難所_____には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。</p> <p>(ニ) 避難所_____の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織が主体的に関与できるよう共同での訓練を実施するとともに、事前に協議しておくよう努める。</p> <p>エ 福祉避難所の指定検討</p> <p>(ア) 障害のある人等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるが、現在市では福祉避難所の指定は行っていない。今後、社会福祉協議会及び福祉関係団体等と協議し、下記の点に留意して検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。</li> <li>・ 福祉関係者と協議し、福祉避難所においてケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。</li> </ul> <p>(イ) (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 指定避難所等については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p> <p>(ロ) 指定避難所等の開設・運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。</p> <p>(ハ) 指定避難所等の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。</p> <p>(ニ) 指定避難所等には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。</p> <p>(ホ) 指定避難所等の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織が主体的に関与できるよう共同での訓練を実施するとともに、事前に協議しておくよう努める。</p> <p>エ 福祉避難所の指定_____</p> <p>(ア) 障害のある人等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるため、下記の点に留意して指定を行う。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉避難所_____は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。</li> <li>・ 受入法人と協議し、福祉避難所において受入可能人員等を事前に確認する。</li> </ul> <hr/> <p>(イ) (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>福祉避難所の指定に伴う修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第6節～第7節 (略)</p>	<p>第6節～第7節 (略)</p>	
<p><b>第8節 救急・救助体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>第8節 救急・救助体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) 要配慮者に対する配慮 避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者名簿を共有するなど、市及び上越地域消防事務組合_____は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。 また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)及び自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。</u></p> <p>(7) <u>県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。</u></p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① 消防体制の整備</p> <p>ア <u>市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実を図るとともに、地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 航空機保有機関との協力体制の確保</p> <p><u>県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。</u></p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)の対策</u> <u>新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの活動に係る訓練の機会の確保に努める。</u></p>	<p>(2) 要配慮者に対する配慮 避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者名簿を共有するなど、市、<u>上越地域消防事務組合、県及び県警察</u>は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。 また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。</u></p> <p>(7) <u>県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及びドクターヘリ基地病院_____は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。</u></p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① 消防体制の整備</p> <p>ア <u>市_____は、_____消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実を図るとともに、地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 航空機保有機関との協力体制の確保</p> <p><u>県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及びドクターヘリ基地病院_____等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。</u></p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>ドクターヘリ基地病院_____の対策</u> <u>ドクターヘリ基地病院_____は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの活動に係る訓練の機会の確保に努める。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>基地病院が2病院となったため</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>基地病院が2病院となったため</p> <p>基地病院が2病院となったため</p> <p>基地病院が2病院となったため</p>

修正前	修正後	修正理由
<p><b>第9節 医療救護体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ドクターヘリ基地病院</p> <p>ドクターヘリ基地病院(新潟大学医歯学総合病院)は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p><b>第9節 医療救護体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ドクターヘリ基地病院</p> <p>ドクターヘリ基地病院_____は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>基地病院が2病院となったため</p>
<p><b>第10節 食料・生活必需品等の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 地震発生から3日程度の間(他の地域から食料及び生活必需品が届いたり、物流が確保されるために必要となる期間の目安)に必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「_____物資等」という)は、市民(____家庭、企業・事業所、学校等)が自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄_____物資等を可能な限り各地区の____避難所等に事前配備する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、家族の3日分程度_____の_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要のあ</p>	<p><b>第10節 食料・生活必需品等の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の_____必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「食料及び物資等」という)は、市民(各家庭、企業・事業所、学校等)が自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の指定避難所等に事前配備する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、家族の3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要のあ</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>る者は、平常時から3日分程度_____の分量を自ら確保するよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分程度_____の_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の拠点に_____物資等を備蓄する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>る者は、平常時から3日分(推奨1週間分)の分量を自ら確保するよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>ア 食料及び_____物資等を備蓄する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、_____上・中・下越及び佐渡の拠点に食料及び物資等を備蓄する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第11節 (略)</p>	<p>第11節 (略)</p>	
<p><b>第12節 地盤災害の予防</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が軟弱となったために、その後の余震_____・降雨・融雪等の自然現象により発生又は拡大する二次的災害によるものとに大別される。このため、予防計画も地震が発生する前に行うものと、地震発生直後に行うもの(地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象による地盤災害の発生又は拡大を防止するもの)からなる。</p> <p>地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。</p>	<p><b>第12節 地盤災害の予防</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が軟弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪等の自然現象により発生又は拡大する二次的災害によるものとに大別される。このため、予防計画も地震が発生する前に行うものと、地震発生直後に行うもの(地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象による地盤災害の発生又は拡大を防止するもの)からなる。</p> <p>地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。</p>	<p>機関意見を踏まえた修正</p>



修正前	修正後	修正理由																							
第13節～第15節 (略)	第13節～第15節 (略)																								
<p><b>第16節 港湾・漁港施設の地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 耐震強化岸壁の整備 (略) (追加)</p> <p>③～④ (略)</p>	<p><b>第16節 港湾・漁港施設の地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 耐震強化岸壁の整備 (略)</p> <p style="text-align: center;">港湾の耐震岸壁整備</p> <table border="1" data-bbox="1439 892 2576 1060"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">港名</th> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="4">耐震バース整備状況</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>水深</th> <th>延長</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重要港湾</td> <td rowspan="2">直江津港</td> <td>南ふ頭</td> <td>内貿ふ頭南1号岸壁</td> <td>-7.5m</td> <td>200m</td> <td>整備済</td> </tr> <tr> <td>東ふ頭</td> <td>4号岸壁</td> <td>-10.0m</td> <td>170m</td> <td>整備済</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～④ (略)</p>	区分	港名	地区名	耐震バース整備状況				施設名	水深	延長	適用	重要港湾	直江津港	南ふ頭	内貿ふ頭南1号岸壁	-7.5m	200m	整備済	東ふ頭	4号岸壁	-10.0m	170m	整備済	<p>県計画を踏まえた修正</p>
区分	港名				地区名	耐震バース整備状況																			
		施設名	水深	延長		適用																			
重要港湾	直江津港	南ふ頭	内貿ふ頭南1号岸壁	-7.5m	200m	整備済																			
		東ふ頭	4号岸壁	-10.0m	170m	整備済																			
第17節 (略)	第17節 (略)																								
<p><b>第18節 鉄道事業者の地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び北越急行(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第18節 鉄道事業者の地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>事業者の追加</p>																							
<p><b>第19節 非常用通信網の整備と地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p>	<p><b>第19節 非常用通信網の整備と地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p>																								

修正前	修正後	修正理由
<p>③ 市・県防災行政無線システム及び全国瞬時警報システム「<u>J—ALERT</u>」の運用                      ア (略)                      イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟に努める。_____</p> <p>_____                      (追加)</p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の役割                      (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 上越地域消防事務組合                      ア (略)                      イ <u>消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備</u>                      ウ 停電対策                      エ 耐震対策                      オ 通信の確保</p>	<p>③ 市・県防災行政無線システム及び全国瞬時警報システム「<u>Jアラート</u>」の運用                      ア (略)                      イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟に努める。<u>この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</u>                      ウ <u>平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。</u></p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の役割                      (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 上越地域消防事務組合                      ア (略)  <u>(削除)</u>                      イ 停電対策                      ウ 耐震対策                      エ 通信の確保</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>デジタル無線へ移行完了</p>
<p>第20節～第23節 (略)</p>	<p>第20節～第23節 (略)</p>	
<p><b>第24節 上水道事業者の地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 体制面の防災対策                      ア～イ (略)                      ウ 応急対策計画の策定                      (ア) (略)                      (イ) 応急給水計画                      a～c (略)  <u>d 飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。</u>                      (ウ)～(エ) (略)                      エ (略)</p>	<p><b>第24節 上水道事業者の地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 体制面の防災対策                      ア～イ (略)                      ウ 応急対策計画の策定                      (ア) (略)                      (イ) 応急給水計画                      a～c (略)  <u>(削除)</u>                      (ウ)～(エ) (略)                      エ (略)</p>	<p>応急給水を主体とし、緊急用井戸を使用しないため</p>

修正前	修正後	修正理由				
<p>オ 生活用水の確保 生活用水の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。</p> <p>カ 連絡体制の確立 (略)</p> <p>キ 防災広報活動 (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>オ 連絡体制の確立 (略)</p> <p>カ 防災広報活動 (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	<p>応急給水を主体とし、緊急用井戸を使用しないため</p>				
<p><b>第25節 下水道等施設の地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民及び地域の役割</p> <p>ア 各家庭において、<u>災害時緊急的に使用する携帯トイレ(3日間分程度)</u>の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市民は、地域の<u>避難所</u>における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業所、学校等において、<u>災害時緊急的に使用する携帯トイレ(3日間分程度)</u>の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p><b>第25節 下水道等施設の地震対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民及び地域の役割</p> <p>ア 各家庭において、<u>地震発生から3日間(推奨1週間)に必要な携帯トイレ・簡易トイレ</u>の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市民は、地域の<u>指定避難所</u>における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業所、学校等において、<u>地震発生から3日間(推奨1週間)に必要な携帯トイレ・簡易トイレ</u>の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>				
<p>第26節~第29節 (略)</p>	<p>第26節~第29節 (略)</p>					
<p><b>第30節 ボランティア受入れ体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="216 1837 1148 1879"> <tr> <td>地震後3時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	地震後3時間以内	(略)	<p><b>第30節 ボランティア受入れ体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1463 1837 2395 1879"> <tr> <td>地震後3時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	地震後3時間以内	(略)	<p>上越市災害ボランティアセンター設</p>
地震後3時間以内	(略)					
地震後3時間以内	(略)					

修正前		修正後		修正理由														
<table border="1"> <tr> <td>〃 6時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>災害 ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上越市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部_____と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボランティアセンターの運営 ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの<u>支援体制</u>を整備する。</p> <p>(3) (略)</p>	〃 6時間以内	(略)	〃 12時間以内	(略)	〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	〃 2日以内	災害 ボランティア受入広報の発信	<table border="1"> <tr> <td>〃 6時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置の判定</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害 ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上越市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部、<u>新潟県災害ボランティア調整会議及び上越市災害ボランティア連携推進会議参画団体</u>と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボランティアセンターの運営 ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの<u>運営体制</u>を整備する。</p> <p>(3) (略)</p>	〃 6時間以内	(略)	〃 12時間以内	(略)	〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判定	〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害 ボランティア受入広報の発信	置・運営マニュアルとの整合
〃 6時間以内	(略)																	
〃 12時間以内	(略)																	
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握																	
〃 2日以内	災害 ボランティア受入広報の発信																	
〃 6時間以内	(略)																	
〃 12時間以内	(略)																	
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判定																	
〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害 ボランティア受入広報の発信																	
第31節～第32節 (略)		第31節～第32節 (略)																
<p><b>第33節 行政機能の保全</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 計画の方針</b> 災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）<u>作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。</u></p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 それぞれの取組</b></p> <p>(1) 市の取組 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の<u>策定などにより、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</p> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p>		<p><b>第33節 行政機能の保全</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 計画の方針</b> 災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）<u>に基づき</u>_____、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 それぞれの取組</b></p> <p>(1) 市の取組 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画<u>に基づき</u>_____、業務継続性の確保を図る。</p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</p> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p>		業務継続計画策定に伴う修正														
				業務継続計画策定に伴う修正														

修正前	修正後	修正理由
<p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保 ア～オ (略)</p> <p>カ 職員の食料等_____</p> <p>(ア) 職員の食料等_____が入手できない場合の対応 防災危機管理部は、大規模な災害が発生し、<u>食料、飲料水、生活必需品等</u>(以下、「食料等」という)の入手が困難な状況になった場合、備蓄している<u>食料等</u>_____を職員に配布する。また、備蓄している<u>食料等</u>_____が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。</p> <p>(イ) <u>食料等</u>_____の備蓄 職員が、家庭において、最低限3日分の<u>食料等</u>_____を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の<u>食料等</u>_____を備蓄するよう周知を進める。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保 ア～オ (略)</p> <p>カ 職員の食料及び物資等</p> <p>(ア) 職員の食料及び物資等が入手できない場合の対応 防災危機管理部は、大規模な災害が発生し、<u>食料及び物資等</u>_____の入手が困難な状況になった場合、備蓄している<u>食料及び物資等</u>_____を職員に配布する。また、備蓄している<u>食料及び物資等</u>が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。</p> <p>(イ) <u>食料及び物資等</u>の備蓄 職員が、家庭において、最低限3日分(推奨1週間分)の<u>食料及び物資等</u>を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の<u>食料及び物資等</u>を備蓄するよう周知を進める。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p>	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p>	
<p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>第1節～第2節 (略)</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第3節 災害時の通信確保</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務 ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難情報等の伝達に当たっては、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、_____テレビ_____、ラジオ(エフエム上越(株)を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 災害時の通信確保</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務 ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難情報等の伝達に当たっては、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート_____)、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>、<u>テレビ(ケーブルテレビを含む)</u>、有線放送、ラジオ(エフエム上越(株)を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第4節 被災状況等の収集伝達</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市が被災し、県への被災状況の報告ができない場合、<u>県職員等が被災地の</u> <u>情報収集を行う。また、あらかじめ</u> <u>情報収集要領の整備に努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、要配慮者に対する情報伝達のため<u>、自主防災組織、消防団等の避難誘導體制の整備を</u> <u>進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所</u><u>における手話通訳、文字情報等に</u> <u>配慮する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 被災状況等の収集伝達</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市が被災し、県への被災状況の報告ができない場合、<u>県は、被災地への職員派遣、ヘリコプタ</u> <u>一等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじ</u> <u>め情報収集要領の整備に努める。</u></p> <p>カ <u>人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している</u> <u>人的被害の数について積極的に収集する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、要配慮者に対する情報伝達のため<u>、町内会、自主防災組織、消防団等の避難誘導體制の整備を</u> <u>進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、指定避難所</u><u>における手話通訳、文字情報等に</u> <u>配慮する。</u></p> <p><u>県は、警察本部、関係機関の協力のもと、市の取組を支援する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>孤立状況の把握</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定</u> <u>公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把</u> <u>握するとともに、復旧状況と合わせ、市、県へ報告する。</u></p> <p><u>また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努め</u> <u>る。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第5節～第6節 (略)</p>	<p>第5節～第6節 (略)</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第7節 住民等の避難</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 市民等の避難</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p>	<p>表現の適正化</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 県警察の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて、<u>広域緊急援助隊</u>の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、あらかじめ策定した「上越市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。_____</p> <p>_____</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>スキー客等が一時的に帰れない状況にある場合は_____</u>、宿泊施設の借り上げ等により避難所等の確保に努める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 県警察の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて、<u>警察災害派遣隊</u>の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、あらかじめ策定した「上越市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。<u>また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検する。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>スキー場を訪れた多数のスキー客が一時的に帰れない状況になった場合には</u>、宿泊施設の借り上げ等により避難所等の確保に努める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p><b>第8節 要配慮者の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>福祉避難施設</u>の設置・運営</p> <p><u>福祉避難施設</u>において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。</p> <p>避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設・医療機関への入所・入院、公営住宅等へ一時的に避難させる。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	<p><b>第8節 要配慮者の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>福祉避難所</u>の設置・運営</p> <p><u>福祉避難所</u>において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。</p> <p>避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設・医療機関への入所・入院、公営住宅等へ一時的に避難させる。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	<p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) 避難誘導対策 (略) ① (略) ② 避難行動要支援者の避難所_____への誘導及び移送 ③ 福祉避難施設_____での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保 ④ (略) (2)～(5) (略) 4 (略)</p>	<p>(1) 避難誘導対策 (略) ① (略) ② 避難行動要支援者の指定避難所又は福祉避難所への誘導及び移送 ③ 指定避難所及び福祉避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保 ④ (略) (2)～(5) (略) 4 (略)</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正</p>
<p><b>第9節 避難所の運営</b> (略) 1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務 ①～③ (略) ④ 施設管理者の責務 市指定避難所施設_____の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について協力する。 (3)～(4) (略) (5) 要配慮者への配慮 ① 避難所_____での配慮 ア 避難所_____の開設と同時に、要配慮者への対応窓口の設置や、福祉避難施設の案内等を実施するよう努める。 イ 市は、避難所_____施設内の段差解消などユニバーサルデザインの視点を取り入れるよう努める。 ウ～オ (略) ② (略) (6) (略) 2 (略) 3 業務の内容 (1) 地震発生後 24 時間以内の業務 ① 市の役割と対応 ア 避難所開設 (～3h) ア 福祉避難施設の開設及び要配慮者の受入れ (イ)～(ウ) (略) イ～エ (略)</p>	<p><b>第9節 避難所の運営</b> (略) 1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務 ①～③ (略) ④ 施設管理者の責務 指定避難所及び福祉避難所施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について協力する。 (3)～(4) (略) (5) 要配慮者への配慮 ① 指定避難所での配慮 ア 指定避難所の開設と同時に、要配慮者への対応窓口の設置や、福祉避難所_____の案内等を実施するよう努める。 イ 市は、指定避難所施設内の段差解消などバリアフリー_____の視点を取り入れるよう努める。 ウ～オ (略) ② (略) (6) (略) 2 (略) 3 業務の内容 (1) 地震発生後 24 時間以内の業務 ① 市の役割と対応 ア 避難所開設 (～3h) ア 福祉避難所_____の開設及び要配慮者の受入れ (イ)～(ウ) (略) イ～エ (略)</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正  指定避難所等の指定に伴う修正等  福祉避難所の指定に伴う修正</p>

修正前	修正後	修正理由																				
② (略) (2)~(3) (略)	② (略) (2)~(3) (略)																					
<p><b>第10節 トイレ対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民・企業等の責務 地震発生から2日間程度_____に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="186 936 1338 1394"> <thead> <tr> <th>目標時間</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震後 ~12時間</td> <td>・避難所_____の公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達</td> </tr> <tr> <td>〃 ~1日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間~ 2日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 2日目程度~</td> <td>・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ_____を供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>②~③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 快適な利用の確保</p> <p>① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレ_____の使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。</p> <p>②~⑤ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 トイレの調達</b></p> <p>(1) 備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによる対応 市は、避難所等_____に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイ</p>	目標時間	対応	地震後 ~12時間	・避難所_____の公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達	〃 ~1日目程度	(略)	〃 12時間~ 2日目程度	(略)	〃 2日目程度~	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ_____を供給	<p><b>第10節 トイレ対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民・企業等の責務 地震発生から「最低3日間、推奨1週間」分に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="1433 936 2585 1394"> <thead> <tr> <th>目標時間</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震後 ~12時間</td> <td>・指定避難所の公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達</td> </tr> <tr> <td>〃 ~1日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間~ 2日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 2日目程度~</td> <td>・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>②~③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 快適な利用の確保</p> <p>① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。</p> <p>②~⑤ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 トイレの調達</b></p> <p>(1) 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによる対応 市は、指定避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイ</p>	目標時間	対応	地震後 ~12時間	・指定避難所の公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達	〃 ~1日目程度	(略)	〃 12時間~ 2日目程度	(略)	〃 2日目程度~	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p>
目標時間	対応																					
地震後 ~12時間	・避難所_____の公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達																					
〃 ~1日目程度	(略)																					
〃 12時間~ 2日目程度	(略)																					
〃 2日目程度~	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ_____を供給																					
目標時間	対応																					
地震後 ~12時間	・指定避難所の公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達																					
〃 ~1日目程度	(略)																					
〃 12時間~ 2日目程度	(略)																					
〃 2日目程度~	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給																					

修正前	修正後	修正理由
<p>レ等_____の適切な利用方法を周知する。また、<u>避難所等</u>_____で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。</p> <p>県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から<u>避難所等</u>_____に配送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>レ・簡易トイレの適切な利用方法を周知する。また、<u>指定避難所等</u>_____で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。</p> <p>県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から<u>指定避難所等</u>_____に配送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	
<p><b>第11節 入浴対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>入浴機会の確保は、地震の発生から概ね3日以内に実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公衆浴場の再開支援</li> <li>↓</li> <li>■ <u>仮設入浴施設の設置</u></li> <li>↓</li> <li>■ <u>旅館組合等への協力要請</u></li> </ul> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>仮設入浴施設の設置</u></p> <p>市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、<u>避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。</u></p> <p>(3) <u>旅館組合等への協力要請</u></p> <p>市は、市内の<u>旅館組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</u></p>	<p><b>第11節 入浴対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>入浴機会の確保は、地震の発生から3日を目安と_____する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公衆浴場の再開支援</li> <li>↓</li> <li>■ <u>旅館組合等への協力要請</u></li> <li>↓</li> <li>■ <u>仮設入浴施設の設置</u></li> </ul> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>旅館組合等への協力要請</u></p> <p>市は、市内の<u>旅館組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</u></p> <p>(3) <u>仮設入浴施設の設置</u></p> <p>市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、<u>指定避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第12節 (略)</p>	<p>第12節 (略)</p>	
<p><b>第13節 食料・生活必需品等供給対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>第13節 食料・生活必需品等供給対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務 地震発生から、流通機構の復活が見込まれる <u>3 日程度の間</u>に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>(3) 主な取組 地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、<u>避難所等</u>にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な<u>物資等</u>の輸送・配付は、概ね地震発生 12 時間後からとする。</p> <p>① 食料・飲料水 食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として 1 日 3 回提供する。</p> <p>ア <u>避難～24 時間以内</u>：市民による自己確保又は<u>避難所等</u>の保存食料 イ <u>避難 24 時間後～</u>：<u>避難所等</u>の保存食料又はおにぎり、パン等の簡単な調達食 ウ <u>避難 36 時間後～</u>：おにぎり、パン等の簡単な調達食又は自衛隊等による配送食（温かいもの） エ <u>避難 72 時間後～</u>：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）</p> <p>② （略）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <p>■ 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～<u>24 時間程度</u>） ↓ ■ 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>24 時間～36 時間程度</u>） ↓ ■ 調理食配送による提供（発災 <u>36 時間程度～72 時間程度</u>） ↓ ■ 現地炊飯による提供（発災 72 時間以降） ↓ ■ 被災者による自炊（発災 2 週間以降）</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～<u>24 時間程度</u>） （略）</p> <p>(2) 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>24 時間～36 時間程度</u>） （略）</p>	<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務 地震発生から、流通機構の復活が見込まれる<u>までの「最低 3 日間、推奨 1 週間」分</u>の必要な食料及び物資等<u>は</u>、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>(3) 主な取組 地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、<u>指定避難所等</u>にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な<u>食料及び物資等</u>の輸送・配付は、概ね地震発生 12 時間後からとする。</p> <p>① 食料・飲料水 食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として 1 日 3 回提供する。</p> <p>ア <u>発災～12 時間以内</u>：市民による自己確保又は<u>指定避難所等</u>の保存食料 イ <u>発災 12 時間後～</u>：<u>指定避難所等</u>の保存食料又はおにぎり、パン等の簡単な調達食 ウ <u>発災 24 時間後～</u>：おにぎり、パン等の簡単な調達食又は自衛隊等による配送食（温かいもの） エ <u>発災 72 時間後～</u>：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）</p> <p>② （略）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <p>■ 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～<u>12 時間程度</u>） ↓ ■ 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>12 時間～24 時間程度</u>） ↓ ■ 調理食配送による提供（発災 <u>24 時間程度～72 時間程度</u>） ↓ ■ 現地炊飯による提供（発災 72 時間以降） ↓ ■ 被災者による自炊（発災 2 週間以降）</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～<u>12 時間程度</u>） （略）</p> <p>(2) 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>12 時間～24 時間程度</u>） （略）</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(3) 調理食配送による提供（発災 36 時間程度～72 時間程度） （略） (4)～(6) （略）</p>	<p>(3) 調理食配送による提供（発災 24 時間程度～72 時間程度） （略） (4)～(6) （略）</p>	
<p><b>第 14 節 避難所 外避難者の支援対策</b></p> <p>（略）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 避難所 外に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとする が、できるだけ早く避難所、社会福祉施設又は医療機関へ移送する。</p> <p>(5) （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p><b>第 14 節 指定避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>（略）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 指定避難所外に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとする が、できるだけ早く指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関へ移送する。</p> <p>(5) （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>表現の適正化</p> <p>指定避難所等の指 定に伴う修正</p>
<p><b>第 15 節 こころのケア対策</b></p> <p>（略）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① （略）</p> <p>② 市の責務 ア （略） イ 避難所等開設と同時にケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務 ア～イ （略） （追加）</p> <p>（追加）</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p><b>第 15 節 こころのケア対策</b></p> <p>（略）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① （略）</p> <p>② 市の責務 ア （略） イ 必要に応じて ケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務 ア～イ （略） ウ 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）及び他 都道府県の支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。 エ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の体制整備に努める。</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>県計画を踏まえた 修正</p> <p>県計画を踏まえた 修正</p>
<p>第 16 節～第 17 節 （略）</p>	<p>第 16 節～第 17 節 （略）</p>	
<p><b>第 18 節 警備・保安及び交通規制</b></p>	<p><b>第 18 節 警備・保安及び交通規制</b></p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 市民の避難誘導に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 市民の避難誘導に当たっては、<u>高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者</u>を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p><b>第19節 消火活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消火活動 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>緊急交通路</u>の確保 ア 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて<u>交通規制及び道路警戒</u>を要請する。 イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第19節 消火活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消火活動 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>緊急車両等の通行路</u>の確保 ア 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて<u>警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開</u>を要請する。 イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p><b>第20節 救急・救助活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 県・県警察の責務 ア～ウ (略)</p> <p>エ 県内の災害派遣医療チーム(新潟DMAT)は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。 また、<u>新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)</u>は、必要に応じてドクターヘリを病</p>	<p><b>第20節 救急・救助活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 県・県警察の責務 ア～ウ (略)</p> <p>エ 県内の災害派遣医療チーム(新潟DMAT)は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。 また、<u>ドクターヘリ基地病院</u>は、必要に応じてドクターヘリを病</p>	<p>基地病院が2病院となったため</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>院所属のDMA Tの移動、患者の搬送等に活用することができる。</p> <p>オ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ドクターヘリによる救命救急活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちに新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）に出動を指示する。</p> <p>③ 新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、県からの出動指示又は市からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>院所属のDMA Tの移動、患者の搬送等に活用することができる。</p> <p>オ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ドクターヘリによる救命救急活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院 _____ に出動を指示する。</p> <p>③ ドクターヘリ基地病院 _____ は、県からの出動指示又は市からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>基地病院が2病院 となったため</p>
<p><b>第21節 医療救護活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）の責務</p> <p>ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第21節 医療救護活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ドクターヘリ基地病院 _____ の責務</p> <p>ドクターヘリ基地病院 _____ は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>基地病院が2病院 となったため</p>
<p>第22節～第23節 (略)</p>	<p>第22節～第23節 (略)</p>	
<p><b>第24節 廃棄物処理対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第24節 廃棄物処理対策</b></p> <p>(略)</p>	



修正前	修正後	修正理由																
<p>対策本部（連絡室）は、防災体制を<u>発表</u>した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。</p> <p>④ （略）                      (2)～(5) （略）</p>	<p>対策本部（連絡室）は、防災体制を<u>発令</u>した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。</p> <p>④ （略）                      (2)～(5) （略）</p>	<p>た修正</p>																
<p><b>第32節 ガスの安全、供給対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② LPガス事業者</p> <table border="1" data-bbox="231 846 1187 1056"> <tr> <td>地震後 1時間</td> <td>充てん所_____の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td>地震後 3時間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震後 2日</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震後 3日</td> <td>充てん所_____の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	地震後 1時間	充てん所_____の被害状況の把握	地震後 3時間	(略)	地震後 2日	(略)	地震後 3日	充てん所_____の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）	<p><b>第32節 ガスの安全、供給対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② LPガス事業者</p> <table border="1" data-bbox="1478 846 2433 1056"> <tr> <td>地震後 1時間</td> <td>充てん所及び販売施設等の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td>地震後 3時間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震後 2日</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震後 3日</td> <td>充てん所及び販売施設等の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	地震後 1時間	充てん所及び販売施設等の被害状況の把握	地震後 3時間	(略)	地震後 2日	(略)	地震後 3日	充てん所及び販売施設等の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）	<p>県計画を踏まえた修正</p>
地震後 1時間	充てん所_____の被害状況の把握																	
地震後 3時間	(略)																	
地震後 2日	(略)																	
地震後 3日	充てん所_____の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）																	
地震後 1時間	充てん所及び販売施設等の被害状況の把握																	
地震後 3時間	(略)																	
地震後 2日	(略)																	
地震後 3日	充てん所及び販売施設等の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）																	
<p>第33節 (略)</p>	<p>第33節 (略)</p>																	
<p><b>第34節 下水道等施設の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 下水道等_____被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。</p> <p>ウ 地震発生から、3日間程度_____に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>② 市の責務</p>	<p><b>第34節 下水道等施設の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 下水道等施設の被災時においては、下水道等への流入水量を抑制_____するため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。</p> <p>ウ 地震発生から、3日間(推奨1週間)_____に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>② 市の責務</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p>																

修正前	修正後	修正理由
<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 携帯トイレ_____、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第35節 (略)</p>	<p>第35節 (略)</p>	
<p><b>第36節 危険物等施設の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各事業所及び管理者の対応</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>放射線施設_____管理者</u>  <u>放射線の漏洩の発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、周辺を危険区域に設定し、関係者以外の者の立入りを禁止するとともに、放射線被害を受けた者又はそのおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう指示する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。</u> _____</p> <p>_____</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p><b>第36節 危険物等施設の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各事業所及び管理者の対応</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>放射性物質使用施設等の管理者</u>  <u>放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。</u></p> <p><u>放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
(4) (略)	(4) (略)	
<p><b>第 37 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</p> <p>エ 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p><b>第 37 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p>エ 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</p> <p>オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
第 38 節 (略)	第 38 節 (略)	
<p><b>第 39 節 鉄道事業者の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)_____ (以下「各鉄道事業者」という。)は、地震が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第 39 節 鉄道事業者の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、地震が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>事業者の追加</p>
<p><b>第 40 節 治山・砂防施設等の応急対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 40 節 治山・砂防施設等の応急対策</b></p> <p>(略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>1 計画の方針                      (1)～(3) (略)                      (4) 要配慮者に対する配慮                      土砂災害等により避難行動要支援者の住家や利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。                      (5) (略)                      2～3 (略)</p>	<p>1 計画の方針                      (1)～(3) (略)                      (4) 要配慮者に対する配慮                      土砂災害等により、<u>要配慮者の住家や要配慮者利用施設</u>に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。                      (5) (略)                      2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第41節～第46節 (略)</p>	<p>第41節～第46節 (略)</p>	
<p><b>第47節 ボランティア受入れ</b>                      (略)                      1 計画の方針                      (1) 基本方針                      市_____は、地震発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、<u>新潟県ボランティア支援センター</u>（以下「<u>県支援センター</u>」という。）、市災害ボランティアセンター（以下「<u>ボランティアセンター</u>」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。                      なお、災害ボランティア活動は上越市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。                      (2) それぞれの責務                      ① 上越市社会福祉協議会の責務                      ア 災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部_____と協議してボランティアセンターを<u>運営する。</u>                      イ 設置したボランティアセンターに職員を派遣し、ボランティアセンターの<u>運営を支援する。</u>                      ウ (略)                      ②～③ (略)                      ④ <u>県支援センター</u>_____の責務                      ア 県は、<u>新潟県災害ボランティア調整会議</u>と協働して<u>県支援センター</u>を新潟県庁内に設置し、<u>県支援センターの運営</u>を行う。                      イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。                      ⑤ (略)                      ⑥ 県の責務</p>	<p><b>第47節 ボランティア受入れ</b>                      (略)                      1 計画の方針                      (1) 基本方針  <u>上越市社会福祉協議会</u>は、地震発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、_____市災害ボランティアセンター（以下「<u>ボランティアセンター</u>」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。                      なお、災害ボランティア活動は上越市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。                      (2) それぞれの責務                      ① 上越市社会福祉協議会の責務                      ア 災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部、<u>新潟県災害ボランティア調整会議</u>及び<u>上越市災害ボランティア連携推進会議</u>参画団体と協議してボランティアセンターを<u>設置する。</u>                      イ 設置したボランティアセンターに職員を派遣し、ボランティアセンターを<u>運営する。</u>                      ウ (略)                      ②～③ (略)                      ④ <u>新潟県災害ボランティアセンター</u>（以下「<u>県支援センター</u>」という。）の責務  <u>(削除)</u>                      _____災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。                      ⑤ (略)                      ⑥ 県の責務</p>	<p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p> <p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由																				
<p>(追加)</p> <p>ア 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報を共有する。                      イ 県外の行政機関、県内___支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。</p> <p>(3) 主な取組                      災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="189 621 1338 898"> <tr> <td>地震発生後 3 時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 6 時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>〃 24 時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2 日以内</td> <td>_____災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p>2 (略)                      3 業務の内容                      (1) ボランティアセンターの設置                      ① 上越市社会福祉協議会は市__と協議し、ボランティアセンターを設置する。                      ②～③ (略)                      (2) (略)</p>	地震発生後 3 時間以内	(略)	〃 6 時間以内	(略)	(追加)	(追加)	〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握	〃 2 日以内	_____災害ボランティア受入広報の発信	<p>ア 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、県支援センターの運営を行う。</p> <p>イ 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報を共有する。                      ウ 県外の行政機関、県内外の支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。</p> <p>(3) 主な取組                      災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1436 621 2585 898"> <tr> <td>地震発生後 3 時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 6 時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12 時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣</td> </tr> <tr> <td>〃 24 時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置の判断</td> </tr> <tr> <td>〃 2 日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p>2 (略)                      3 業務の内容                      (1) ボランティアセンターの設置                      ① 上越市社会福祉協議会は市等と協議し、ボランティアセンターを設置する。                      ②～③ (略)                      (2) (略)</p>	地震発生後 3 時間以内	(略)	〃 6 時間以内	(略)	〃 12 時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置の判断	〃 2 日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信	<p>修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p>
地震発生後 3 時間以内	(略)																					
〃 6 時間以内	(略)																					
(追加)	(追加)																					
〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握																					
〃 2 日以内	_____災害ボランティア受入広報の発信																					
地震発生後 3 時間以内	(略)																					
〃 6 時間以内	(略)																					
〃 12 時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣																					
〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置の判断																					
〃 2 日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信																					
<p>第 48 節～第 49 節 (略)</p>	<p>第 48 節～第 49 節 (略)</p>																					

修正前	修正後	修正理由
<p><b>第50節 住宅応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住宅応急対策フロー図</p> <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <p>① 建設による供与</p> <p>ア 建設の方針</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建物の規模及び費用</p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号、以下「県法施行規則」という。）による救助の程度等により定める基準とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。</p>	<p><b>第50節 住宅応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住宅応急対策フロー図</p> <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <p>① 建設による供与</p> <p>ア 建設の方針</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建物の規模及び費用</p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号、以下「県法施行規則」という。）による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <p>建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>_____</p> <p>(ウ) 建設の時期 災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣と協議_____する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から 2 ヶ月以内を目途とする。 <u>(追加)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 民間賃貸住宅借上げによる供与 (県) 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げ_____応急仮設住宅として供与する。_____ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施 ①～③ (略) ④ 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として 1 か月以内に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。 ⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋 (県) 必要とする物件の対象区域等を明示して、_____協定に基づき協力要請を行う。</p> <p>(6) (略)</p>	<p><u>に協議の上、当該輸送費を別枠とする。</u></p> <p>(ウ) 建設の時期 災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から 2 ヶ月以内を目途とする。</p> <p><u>(エ) 二次災害への配慮</u> <u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 民間賃貸住宅借上げによる供与 (県) 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。_____ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施 ①～③ (略) ④ 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として 1 か月以内に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、_____必要最小限度の期間を延長する。 ⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋 (県) <u>災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定に基づき協力要請を行う。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
第 51 節 (略)	第 51 節 (略)	
第 3 章 災害復旧・復興計画	第 3 章 災害復旧・復興計画	
<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 民生安定化対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 被災者のための相談、支援 ①～③ (略) ④ 被災者等の生活再建等の支援 ア～ウ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 民生安定化対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 被災者のための相談、支援 ①～③ (略) ④ 被災者等の生活再建等の支援 ア～ウ (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>エ 県は、災害対応業務標準化並びにそれに基づく研修等を開催し、平時からの市の円滑な応援体制の構築に努める。</p> <hr/> <p>オ 市及び県は、被災者台帳の導入等の検討を推進し、市の被災者対応能力の向上に努める。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、<u>必要</u>な研修の実施に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急金融対策</p> <p><u>災害時、被災地における通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。</u></p> <p>① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>(略)</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に<u>銀行券を寄託する</u>ほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</p> <p>なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>金融上の措置</u></p> <p>ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、<u>災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに</u>要請する。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>エ 市は、「<u>大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン</u>」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、<u>県と市は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、<u>必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急金融対策</p> <p>(削除)</p> <p>① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>(略)</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に<u>発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図る</u>ほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</p> <p>なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p> <p>ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、<u>必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体</u>に対し、次に掲げる<u>措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう</u>要請する。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																				
4～5 (略)	4～5 (略)																																																																																					
<p data-bbox="127 373 899 422"><b>第2節 融資・貸付その他資金等による支援</b></p> <p data-bbox="127 447 270 483">1 (略)</p> <p data-bbox="127 491 611 527">2 融資・貸付その他資金等の概要</p> <table border="1" data-bbox="186 531 1338 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金名等</th> <th>主な対象者</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">支給</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貸付</td> <td>(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 母子__寡婦福祉資金</td> <td>母子家庭____、寡婦</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="127 1142 373 1178">3 資金等の説明</p> <p data-bbox="127 1186 329 1222">(1)～(5) (略)</p> <p data-bbox="127 1230 373 1266">(6) 生活福祉資金</p> <p data-bbox="127 1274 1353 1402">災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子__寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。</p> <p data-bbox="127 1411 477 1446">(7) 母子__寡婦福祉資金</p> <p data-bbox="127 1455 1353 1583">災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子__寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p data-bbox="127 1591 344 1627">※ 特例措置</p> <ul data-bbox="127 1635 1353 1848" style="list-style-type: none"> <li>母子__寡婦福祉資金の償還の猶予 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。</li> <li>母子__寡婦福祉資金の違約金の不徴収 支払期日までに償還できなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。</li> <li>母子__寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長</li> </ul>	区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(4) (略)	(略)	(略)	貸付	(5) (略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(7) 母子__寡婦福祉資金	母子家庭____、寡婦	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)	(略)	(10) (略)	(略)	(略)	(11) (略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)	<p data-bbox="1383 373 2154 422"><b>第2節 融資・貸付その他資金等による支援</b></p> <p data-bbox="1383 447 1525 483">1 (略)</p> <p data-bbox="1383 491 1866 527">2 融資・貸付その他資金等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1442 531 2594 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金名等</th> <th>主な対象者</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">支給</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貸付</td> <td>(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金</td> <td>母子家庭、<u>父子</u>家庭、寡婦</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1383 1142 1629 1178">3 資金等の説明</p> <p data-bbox="1383 1186 1584 1222">(1)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1383 1230 1629 1266">(6) 生活福祉資金</p> <p data-bbox="1383 1274 2608 1402">災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子<u>父子</u>寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。</p> <p data-bbox="1383 1411 1733 1446">(7) 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金</p> <p data-bbox="1383 1455 2608 1583">災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子<u>父子</u>寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p data-bbox="1383 1591 1587 1627">※ 特例措置</p> <ul data-bbox="1383 1635 2608 1848" style="list-style-type: none"> <li>母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の償還の猶予 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。</li> <li>母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の違約金の不徴収 支払期日までに償還できなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。</li> <li>母子<u>父子</u>寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長</li> </ul>	区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(4) (略)	(略)	(略)	貸付	(5) (略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(7) 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金	母子家庭、 <u>父子</u> 家庭、寡婦	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)	(略)	(10) (略)	(略)	(略)	(11) (略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)	<p data-bbox="2629 852 2837 930">県計画を踏まえた修正</p> <p data-bbox="2629 1230 2837 1308">県計画を踏まえた修正</p> <p data-bbox="2629 1411 2837 1488">県計画を踏まえた修正</p>
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																																																																			
支給	(1) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(2) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(3) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(4) (略)	(略)	(略)																																																																																			
貸付	(5) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(6) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(7) 母子__寡婦福祉資金	母子家庭____、寡婦	(略)																																																																																			
	(8) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(9) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(10) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(11) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(12) (略)	(略)	(略)																																																																																			
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																																																																			
支給	(1) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(2) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(3) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(4) (略)	(略)	(略)																																																																																			
貸付	(5) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(6) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(7) 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金	母子家庭、 <u>父子</u> 家庭、寡婦	(略)																																																																																			
	(8) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(9) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(10) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(11) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(12) (略)	(略)	(略)																																																																																			

修正前	修正後	修正理由
<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。</p> <p>①～② (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>寡婦</u> 福祉資金の所得制限適用除外 (略)</li> </ul> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。</p> <p>①～② (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>母子父子寡婦</u>福祉資金の所得制限適用除外 (略)</li> </ul> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p>第3節～第4節 (略)</p>	<p>第3節～第4節 (略)</p>	